# [用語集]

質問状の中で使用されている用語の定義は、以下のとおり。なお、本定義は、質問状の回答を行うことを目的としてのみ用いられる。

#### 1.調查対象貨物

調査対象貨物とは、【調査対象国】産【品名】で、商品の名称及び分類についての統一システム(HS)の品目表第【番号】(日本の輸入統計品目番号:【番号】)に分類される【品名】のうち、【貨物についての説明】であって、日本市場向けに輸出されたものをいう。

### 2.第三国

第三国とは、本邦並びに調査対象貨物の供給国以外の国及び経済地域(香港、マカオ 等は独立した1つの経済地域と考えてください。)をいう。

### 3.同種の貨物

同種の貨物とは、調査対象貨物と全ての点で同じである貨物又は、そのような貨物がない場合には、全ての点で同じではないが調査対象貨物と極めて類似した性質を有する他の貨物をいう。

#### 4. 本邦の輸入者

本邦の輸入者とは、本邦において、調査対象貨物を輸入する者をいう。

## 5. 関連企業

関連企業とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 一方が他方を直接又は間接に支配している場合
- (2) 両者が同一の第三者によって直接又は間接に支配されている場合
- (3) 両者が共同して同一の第三者を直接又は間接に支配している場合上記において、「支配」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
  - 一方が他方の議決権に係る株式の20%以上を保有している場合
  - 一方が他方の議決権に係る株式の5%以上を保有し、その事情が両者間の取引 価格に相当程度の影響を及ぼしていると認められる場合
  - 一方が他方に取締役その他の役員を派遣しているか、又は、これと同等の関係 を有しており、これらの事情が両者間の取引価格に相当程度の影響を及ぼして いると認められる場合

## 6. 非関連企業

非関連企業とは、上記5.の関連企業に該当しない企業をいう。

#### 7.輸入

輸入とは、貴社又は貴社の代理店が輸入申告者(関税を納付する義務のある者)となり、外国から到着した貨物を本邦に引き取ることをいう。

なお、他の輸入者から国内において調達する行為は、「国内取引」であって「輸入」には該当しない。また、輸入商社等を経由して取引を行っているような場合(いわゆる「間接輸入」)についても、これも「国内取引」であるので「輸入」には該当しない。

## 8.購入

購入とは、輸入以外の購買をいう。

### 9. 自家消費

自家消費とは、自社工場等で生産されるものを、出荷することなく自社製品に使用することをいう。

## 10. 委託生産

委託生産とは、自社以外の者に対し貨物の生産を委ね、自社のブランドとして取り扱うことをいう。

#### 11. 出荷

出荷とは、貨物を市場に出すことをいう。

## 12.割戻し

割戻しとは、調査対象貨物又は同種の貨物の対価支払を請求された後又は対価支払後に販売者から還付される、現金、クレジットその他の価値をいい、販売者による金銭の提供、返品の特典、現在若しくは将来の購入に対する値引き、約束手形、信用供与、無償サンプルの供与又は無料商品若しくは無償サービスの提供が含まれる。

一般的に、販売者と購入者は当該購入者が割戻しを受けるために履行すべき諸条件を 設定した上で、販売単価に対する率又は一取引(一つの契約期間において、複数の相手 先が存在する場合の個々の取引)単位当たりの額により割戻しの額を定める。調査対象 貨物以外の貨物の無料若しくは割引による提供、広告料割引又はその他の調査対象貨物 の販売促進のための援助も、割戻しとして含まれる。

### 13.割引

割引とは、取引時又はそれ以前に、購入者が一定の条件を満たすことによって販売者から購入価格の引下げを受けることをいい、購入量のような数量を条件とするものと、

## (調査対象貨物の輸入者、本邦の生産者及び産業上の使用者用)

早期の支払いのような数量以外の尺度を条件とするものが含まれる。

# 14. 販売日

販売日とは、販売用インボイスの発行日をいう。

なお、契約等の後に販売条件が変更されることがあり、調査対象貨物又は同種の貨物の販売日後に実際に価格等の条件が変更された場合も、割戻し又は割引のいずれかに含まれる。